看護師等養成所運営事業について

１　目的

　医療の高度化及び専門化に対応可能な質の高い看護職員の養成や確保を目的に、保健師、助産師、看護師、准看護師等（以下「看護職員」という。）の養成所に対し運営費の一部補助を実施し、教育内容の向上と充実を図る。

　また、看護教員養成講習会未受講者の受講を促進し、看護職員の養成に携わる者として必要な知識、技術を習得させるため、看護教員養成講習会参加促進事業に取り組むとともに、新任教員の資質の向上のため、新任看護教員研修事業に取り組むことで、看護教員の充実向上を図り、質の高い看護職員の確保を行う。

２　事業の必要性

　看護師等養成所は、質の高い看護職員の養成及び県内の看護職員の確保の役割を担っており、新卒看護職員の安定確保への効果が期待できる。

３　補助対象

自治体立、学校教育法第１条に規定する学校を除く看護師等養成施設

４　補助内容

　①総事業費から寄付金その他収入額を引いた額と、②対象経費の実支出額、③基準額計の３つを比較して最も少ない額を補助

（１）対象経費

　教員経費、事務所職員経費、生徒経費、実習施設謝金、へき地等地域における養成所に対する重点支援事業実施経費、看護教員養成講習会参加促進事業経費、新任看護教員研修事業実施経費

（２）基準額計

　　　次の基準額Ａと基準額Ｂの合計額

　《基準額Ａ》

　［（生徒数×①生徒単価）＋②養成所１カ所あたり単価＋③専任教員の増員加算＋④専任事務職員の設置加算＋⑤へき地等の地域における重点的支援事業加算］×⑥定員数による調整率

　単価表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 単価・加算の種別 | 看護師課程 | 准看護師課程 |
| ３年全日制 | ２年全日制 | ２年定時制 |
| ①生徒単価 | 15,500 | 17,600 | 17,600 | 13,100 |
| ②養成所１か所あたり単価 | 16,178,000 | 13,889,000 | 10,417,000 | 8,080,000 |
| ③専任教員の増員※ | 1,842,000 | 1,842,000 | 1,381,000 | 1,842,000 |
| ④専任事務職員の設置 | 536,000 | 536,000 | 402,000 | 536,000 |
| ⑤へき地等重点支援事業加算 | 1,087,000 | 1,004,000 | 1,004,000 | 973,000 |

※③専任教員の増員加算について

　総定員数が規定数を超える養成所において定員が一定数を増すごとに加算

　規定数及び一定数は下表のとおり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 看護師課程 | 准看護師課程 |
| ３年全日制 | ２年全日制 | ２年定時制 |
| 規定数 | 120 | 80 | 120 | 80 |
| 一定数 | 30 | 30 | 30 | 30 |

⑥定員による調整率

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 定員数 | 181人以上 | 161人以上180人以下 | 121人以上160人以下 |  81人以上120人以下 |  80人以下 |
| 調整率 | 0.92 | 0.94 | 1.00 | 1.02 | 1.04 |

　《基準額Ｂ》

　○新任看護教員研修事業実施施設への加算（Ｈ24～）

　　受講者１人当たり　340,000円

　○看護教員養成講習会参加促進事業実施施設への加算（Ｈ23～）

　　受講者１人当たり　147,000円